

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会

- 1 日 時 令和4年6月1日(水) 10:00~11:55
- 2 場 所 大利根文化・学習センター 多目的ホール(埼玉県加須市)
- 3 出席者(町側) 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、館下教育長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、横山復興推進課長、相樂農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員
出席者(国・県側) 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、高砂内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、竹内復興庁原子力災害復興班参事官補佐、味木資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室室長補佐、栗栖福島地方環境事務所管理課課長、根本福島地方環境事務所県中県南支所富岡分室専門官、新妻福島県避難地域復興課課長、平野福島地方環境事務所環境再生課調査員

4 町民出席者 27人

5 町長あいさつ(伊澤町長)

皆さんおはようございます。長期にわたる避難生活大変お疲れ様です。本日は特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会のご案内をいたしましたところ、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、双葉町は、平成29年に国から認定を受けました、特定復興再生拠点区域復興再生計画により概ね5年を目途に、同区域の避難指示解除をし、居住を可能とするため、放射線量の低減化や生活環境の整備、復旧などに取り組んでまいりました。去る4月8日に双葉町放射線量等検証委員会から特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況について最終報告書の提示があり、同区域内の避難指示解除にあたっては放射線量は十分に低減している、そして、住民の避難指示解除に伴う放射線被ばくのリスクは、これまでの予備的な実績評価を踏まえると十分低いと考えられると示されました。また、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスも概ね整備、復旧が進んでおります。こうしたことから、町としましては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除要件の2つが概ね達成されたものと考えております。つきましては、本日の住民説明会では住民生活課長より町民の皆さんに町の復旧復興状況をご説明させていただき、その後皆様から特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご質問やご意見をお伺いし、意見交換をしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

6 国からのあいさつ（原子力災害現地対策本部 辻本副本部長）

現地対策本部副本部長の辻本でございます。本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。まず最初に、原発事故以降双葉町住民の皆様にご多大なるご負担、ご迷惑をおかけしていること改めてお詫び申し上げます。先ほど町長からお話ございましたけど、午前中のお時間におきましては復興拠点の状況、避難指示解除に向けた状況について説明の機会をいただいているところでございます。双葉町の皆様、住民の皆様へのご説明が、本日がここで10箇所目になります。これまでの色々な会場でも色々なご質問をいただきました。本日も多くの質問をいただけるとお思います。少しでも皆さんのご不安、もしくは不明な点が解消できるよう、しっかり我々も努めてまいりたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

7 説明（双葉町 中野住民生活課長／内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官） ○双葉町の復興・再生に向けた取組について（特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて）

8 質疑応答

■（町民：男性 下長塚行政区）

えっと、あの双葉町、52 km²が調査してありますけども、避難、52 (km²)、今こう避難困難区域、解除できない地域がありますよね、それをどのようにしていくのか。あと隣接にあたるのはどのくらいになるのか、除染するのに困難な区域が山田から、山田、石熊、水沢あたりか上羽鳥、それから寺沢、鴻草、そこが除染範囲外なんですけども、その見通しについていつ頃になるのか。除染しないと双葉町に帰れない。面積とその今後、どのようにするのか。お願いします。

（伊澤町長）

はい、ありがとうございます。今ご質問はまずあの双葉町の面積のうち、帰還困難区域の面積ということでよろしいんですね。今回説明をさせていただきました特定復興再生拠点区域が555ha、中間貯蔵施設が5 km²ですから500haなんです。あと令和2年に避難指示解除した中野、中浜、両竹地区が約200ha これは2 km²になります。それらを引いた数、引いた面積が帰還困難区域という事になります。町内の面積が51.2 km²です。ですから今の555haと中貯の5 km²と中野、中浜、両竹の2 km²ですね。ですから12 km²ぐらいかな。約12 km²がその帰還困難区域外になる計算になります。まあ、中間貯蔵施設に関しては帰還困難区域っていう見方にもなるんですけども、そういった部分で、ある意味、帰還困難区域の中の部分にも入るかもしれません。あと帰還困難区域の今後の取り組みという事でもう1つ質問よかったと思うんですが、今後の取り組みという事でよろしいんですね、帰還困難区域の。帰還困難区域に関しましては、昨年政府の方針で2020年代をかけて戻りたいという意

思のある住民の皆さんの希望に沿って、今、避難指示解除しようとしているいろいろな要件を徹底して、避難指示解除に向けて取り組んでいくという事ですが、町としましては帰還困難区域を抱える 6 つの自治体の中で常に国に要望している通り、帰還困難区域全域の避難指示解除という事は常に国の方には要望しております。そういった部分で国は丁寧に聞き取りをしながらという話をしておりますので、町としての要望としては全域の避難指示解除ということで継続してやっていきたいと思っております。

■ (町民：男性 下羽鳥行政区)

前に持っていた建物の近くですけど、そこは 20mSv/y という値のこれが超えた時に全体にていうか、我々解除されてここに住むっていう場合、家族、小さい子供から当然皆一緒になるわけなんですけど、子供に対する影響っていうのは 20mSv/y っていうのは高い。安全で安心ってなって言ってもかなり。まあ除染するんですけど、それでも、 20mSv/y っていう区切りっていうのはもうこれは確実に変更するつもりは無いわけですか。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

現地対策本部の黒田でございます。ご質問ありがとうございます。 20mSv/y につきましては、資料の参考資料のところ、28 ページでございますが、そちらに付けさせていただいております。基本的には、結論から申しますと、当時も子供の安全等も含めてですけども、有識者の検討を得ましてこちらは妥当と考えております。考え方につきましては28 ページ目でございますように、国際的にも 100mSv 以下の被ばくでは、ガン等の影響は他の要因による影響等によって隠れてしまうほど小さいという事から、健康リスクはかなり低いということで安全性の目安としております。国におきましては当時その有識者検討会を開催しまして 100mSv/y よりかなり小さい 20mSv/y というところを設定しております。もちろんこちらについては、資料にもあります通り、長期的に安心を確保するという観点から長期目標として追加被ばく線量 1mSv/y 以下を目指しております。現在、次のページにもありますけども、29 ページでございます。これは実際ですね、日本人が日常的に被ばくをしている線量でございまして、これは放射線のリスクというのは医療行為でも自然でも同じでございまして。その中で日本人としては平均年間 2.1mSv/y 自然界から受けています。さらには医療行為とかで 4mSv/y 近く受けております。こういった形で、日々放射線っていうのを受けておりますが、全般的にですね、こういった様々な実態を踏まえまして、設定しております。なおですね、本日の資料にもございますけれども、町内 555ha の特定復興再生拠点区域内におきましては、先ほど町からも説明もございましたように、かなり線量は下がっております。 20mSv/y というのは一定の仮定の下で $3.8\mu\text{Sv/h}$ 相当となりますけども、資料上ですね、7 ページ目でございますが、現在特定復興再生拠点区域の平均値においては $0.44\mu\text{Sv/h}$ に低減しております。さらには駅西側の住宅においては $0.22\mu\text{Sv/h}$ まで下がっていることを確認してございまして、かなり町内の線量は下がっていると考えており

ます。いづれにしましても放射線不安に対する対応の取組の説明にございました通り、個人線量計の携帯によるその実態の把握、またはその不安に対するリスクコミュニケーション、こういったものをしっかり町と一緒に国としてもサポートして、安全の上にさらに安心を持っていただくように努めてまいりたいと考えております。

■（町民：男性 新山行政区）

ちょっとお聞きしたいんですけども、避難解除指示についてちょっと聞きたいんですけども、帰還を強制されないっていうことなんですけども、前にもね、いろんな市町村が解除になってましたよね。でもその帰ってる帰還している町民って一割しかということですよ。何が原因で帰れないの。双葉町のこれからそういう解除っていう近くになってるんですけど、自分としては60年以上ね、そこで生活をしてきたんで、もちろん何もなければっていうか、帰りたいんですよ。だからいつまでも家も壊してないし。その中で、なぜ帰れないのかっていうの、国の人分かります。一番の原因は。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官）

ご質問ありがとうございます。もちろん皆さんが避難をされている原因は東京電力福島第一原発事故でございます。それにはもちろん東電のみならず国にも責任があると思っておりますし、なんで避難しているのかと言われればそこが原因だと、ということは十分認識をさせていただいております。

（町民：男性 新山行政区）

それですね、原発事故が起きる前に、福島県から放射能に対してしおりとかなんかが来てたんですね。その中にはですね、原発事故を起こした建屋内から放射線が止まる、出てないっていう確認があって、初めて解除っていうか避難解除になるって書いてあるんですけども、今止まっているんですか。東電の建屋内は。

（原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長）

現地対策本部の黒田でございます。現在、これは過去にも出していたものでございますが、デブリの状況含めてですね、冷温停止状態というのは確認しております。更には1Fの敷地境界ですね、放射線量監視を常時行っております。その放射線の監視によりまして影響はないというふうに判断しております。

（町民：男性 新山行政区）

だったら皆さんはですね、双葉町とかね双葉の町民とか大熊町町民だから住んでいいんですよ。そういうことでしょう。そんなに安全ならね、国の人もね、今後のどういう状況になるかっていうのもやっぱり監視、監視してっていうか状況を調べながら住んでみたら

いかがですか。土地いっぱいありますよ。ね、そんなに安心安全なら、結局他人事だよ。俺たちから言わせると。だって20 mSv/yですよ、20倍ですよ、ね。それは法令かなんかで決まってるんですか。だからその状況に応じて、ね。長期避難する人も多くなれば国の負担が大きくなるっていう事で、結局ね、そのなんていうんですか、レベルを上げたり下げたりしてるわけでしょ。そうとしか思えないですよ。なんで10何年被災生活してますけど、ずーっと騙されっぱなしですよ。放射線状況もね、隠ぺいされるし、そういうのってありなのかな、国が騙してるんですかね、町民の人騙すとね、いわゆるその法律に引っかかるのかなんか言いますが。その辺ちゃんとはっきり伝えて下さい。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

質問が前段と後段に分かれますけれども、まず私たち、私も、現地対策本部として福島県内に住んでおります。双葉町も含めて日々立ち入りをさせていただいております。その中で私たち国の組織も、いわゆる出先機関とって現地に出張所といったように組織を編成しております。そのなかで、これまで避難指示を解除した地域におきましては支所、あるいは出張所のようなところを含めて、勤務をし、またそこに住んでおります。今後双葉町で避難指示が解除された後に、町役場ともよく相談させていただきますけれども、国の職員もその地域に住むという事は検討のなかには入ると思っております。そういった意味では解除した後に私たちが、安全性を確認したうえで解除するという国としての判断をさせていただけるものですから、そこに対して不安という事を考えている、不安という事は全くありません。そういった意味でその先ほどの答えになりますけれども、決してこれまでですね、私たちの考え方としているのは一貫して対応させていただいていると、そういうことでございます。

(町民：男性 新山行政区)

黒田さん、双葉町に住んでみつか。子供いるんでしょ。結婚してるんでしょ。こちらの方で。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

はい、結婚して子供もおります。

(町民：男性 新山行政区)

うん、だから双葉町に住んで。20mSv/yで大丈夫でしょ。ちゃんと斡旋しますから。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

組織として色々と考えさせていただきます。いずれにしても私たちは…

(町民：男性 新山行政区)

考えじゃないでしょ。俺たちは強制的にね、解除になってるんですよ。そんな悠長なこと言っていないですよ。だったら一緒に住みましょうよ。俺も帰るから。俺は一人だけだね。

■ (町民：男性 郡山行政区)

どうもお願いします。今日はね、国の皆さんと会うのを心待ちにしておりました。こんなに今日は楽しみで本当にありがたく思っております。その前にね、伊澤町長にお聞きしたいんですけども、一点だけ。簡潔に答えてください。役場職員に嘘をつけて指導してますか。それだけ答えて下さい。

(伊澤町長)

役場職員には正直に町民の皆さんから聞かれたことにはしっかりと答えろと、そういうふうに指示しております。

(町民：男性 郡山行政区)

わかりました。そしたら中野課長に聞きますけども、今町長が答えたんで、中野課長に聞きますけども、この避難解除に至る経緯の中でここにいる現地対策本部で双葉町の会議に参加してますか。

(中野住民生活課長)

今の会議というのはどんな会議ですか。

(町民：男性 郡山行政区)

いや今日の会議に至るまでの経緯、避難解除に至る会議の原子力現地対策本部と解除に参集した合同対策協議会の場で協議してますかって聞いている。

(中野住民生活課長)

合同対策協議会の場ではないです。

(町民：男性 郡山行政区)

してませんよね。じゃあ国の現地対策本部長。本部長、いや次長、今本部長だれ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

現地対策本部長は経済産業副大臣兼現地対策本部長の石井が担当しております。

(町民：男性 郡山行政区)

じゃ石井副大臣は本部長から権限が一部を委任をされてますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

本部長は原子力災害対策本部長、総理の事でしょうか。

(町民：男性 郡山行政区)

いやいや現在の。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい、石井は現地対策本部長の任を負っております。

(町民：男性 郡山行政区)

委任はされてる。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

必要に応じてしっかりと対応させていただいております。

(町民：男性 郡山行政区)

対応しているんですね。対応されているんですね、委任。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

委任に関してどの委任か、業務によって違うと思います。

(町民：男性 郡山行政区)

あの現地対策本部の全てですよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

まず 1 点申し上げるのは、原子力災害時には原子力災害対策本部が対応、避難指示の解除は原子力災害対策本部で対応する事でございます。

(町民：男性 郡山行政区)

今違うこと聞いてるんですよ。ごまかさないうで。政府現地対策本部長は国の本部長からの権限が一部委任されてそれを行使しなければならないですよ。それやっていますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

必要な業務は担当してしっかりと対応していると思っております。

(町民：男性 郡山行政区)

やってる。じゃあそれ開示してくださいね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい？

(町民：男性 郡山行政区)

開示してください。その文章を。私が町長在任中その公示の文章を見た事ないんですよ。池田元久、第1回目の現地対策本部長、菅直人が権限委譲されてますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

すみません。当時の文章について、答えを持ち合わせておりません。

(町民：男性 郡山行政区)

分からないってことですね。ちょっと記録してね、後で答えてください。答えて下さいよ。これ一番大事なことから、今日の会議始まる前に。分からないなんて言わないで、分からなかったら後で調べてきて答えてください、きっちり。あなた政府の代表でしょ。でも公務員は嘘つけないってことを言いましたね、町長が。えっと課長でいいや。平成23年12月16日、野田総理が事故の収束宣言しました。あれは本当ですか。現在、現地対策本部、我々、内閣府じゃないとおかしいでしょ。内閣府被災者支援チームっていうのは私は認めてないからこんな幽霊組織は。こっちだ。こっちでちゃんとそれ確認して、そして上申して菅直人はしゃべっているんですか。野田総理…

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

我々も現地支援チーム、現地対策本部一体として仕事をしておりますので、回答についてはしっかりと我々も対策させていただいて…

(町民：男性 郡山行政区)

宿題にしますか。回答してください。そこで…

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

1点だけ、今のご質問に対して…

(町民：男性 郡山行政区)

ちょ、ちょ、黙れ黙れ。聞いてない事しゃべるな。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

じゃあ私は答えなくてよろしいという事でしょうか。

(町民：男性 郡山行政区)

いや今宿題出したの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

今私は回答しようと思っておりますけども。

(町民：男性 郡山行政区)

どうぞ答えてください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい、今ご質問は原子力事故の収束宣言のご質問かと思えます。原子力事故の収束宣言に関しましては冷温停止状態、日にちはまた改めて申し上げますけれども、それが確認されたことをもって原子力事故収束宣言を当時の野田総理が出されたというふうに我々は承知しております…

(町民：男性 郡山行政区)

それはどこの法律にありますか。腰痛いから座っていいですか。それはどこの法律にあるんですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい、あのどこの法律というより、事故収束宣言というのは冷温停止状態をもって野田総理は当時宣言しているというように理解しております…

(町民：男性 郡山行政区)

だから冷温停止状態が事故の収束宣言に至る法律がどこにあるんですかって聞いているんです。答えてください。こんな大事な事。今日の会議に直結するんですよ。今から色々聞きますけど。双葉町民をいじめないでください、これ以上。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

双葉町の住民の方に大変ご迷惑をおかけしていると思えます。決していじめるということは、そのような形で受け止めていただいているのは本当にこれは申し訳ございません。そういうつもりは本当に毛頭ございません。

(町民：男性 郡山行政区)

いじめられていますよ。よそで。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

本当に申し訳ございません。

(町民：男性 郡山行政区)

申し訳ないってことは嘘を認めたってことですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

我々今現地対策本部として本日復興拠点の避難指示解除についての情報を説明させていただいております。我々の想いとしては…

(町民：男性 郡山行政区)

だから私はプロセスの中で今質問してるんですよ。今いきますから、そこまで話を待っててください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい、では次をお待ちしております…

(町民：男性 郡山行政区)

いやだから今法律のどこにあるんですかって聞いている。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

そこはですね、2011年12月に原子炉の状態を評価した結果、総理がそのような発言をされたという事だと考えております。

(町民：男性 郡山行政区)

だけど法律で動くんでしょ、世の中。法あるいは規則、条例規則で動くんでしょ。行政は。だったら違法じゃないですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

これまでの色々な事件や事故、原発事故に関しても、色々な形で自然災害が起きた際にも、色々な事象、発言、色々な情報提供を政府としてもしっかりさせていただきます。当時野田総理が2011年の12月に原子炉の状態を評価した際にそのような表現をされたということを我々は承知しているところでございます。

(町民：男性 郡山行政区)

事務屋はあれじゃないですか、経産省の原子力安全・保安院が事故対策、事故の対応事務局じゃないですか。そこで審議して上申したんでしょ。上申されないものを総理大臣であろうがなんであろうがそんな勝手な発言、発言ありませんよ。重大な発表。だから法に基づいて原子力安全・保安院が要は政府原災本部な、事務局の方で、何らかの手続きをしてそれを上申したんでしょ、政治家に。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

全ての総理の発言がみんな法律の第何条第何項に基づいて行われているというものではないというふうに理解をしております。

(町民：男性 郡山行政区)

はっきり聞きましたよ。これちゃんと記録してますから。ところで双葉町の当時の町長はですね、その問題を受けてこれはおかしいと、事故が収束なんてできっこないと、いい加減だと思ってですね、明けて24年3月7日に私は双葉町の、まあ双葉町の元町長として言うておきますけど、双葉町災害対策本部長として東電と結んでいた安全確保協定に基づいて現地に事故収束の検査に入ったんですよ。ここにも同席した元職員いますけどね。そこで聞いたら小森常務と高橋所長に事故収束したのかって聞いたらば、してませんって双葉町災害対策本部に答えてるんですよ。だから双葉町民に答えたことになるんですよ、それは。そうすると今、避難解除なんていう話じゃないってことですよ。収束してないんだから。これ町民を代表して行ったんですよ。こういうことになると思ったから当時。いい加減なことされると思ったから。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

当時、私はその瞬間を経験しておりませんが、町長の時代に事故が起き、大変なるご迷惑をおかけし、大変なる混乱の中また大いなる不信を招いてしまったこと、結果として今11年経ちこのような状況になっていることと思います。そののころに関しては改めまして私は現地の責任者としてお詫びを申し上げます。まさに多くのご負担をおかけして大変ご苦労されたというふうに承知しております。今のご発言も我々も過去のご発言、今までのご指摘を踏まえてそういうやり取りがあったと承知をしております。先ほどの事故収束宣言につきましても、多くの場面で色々なご指摘をされてるということを承知をしております。その瞬間どういうやりとりがあったとその日私はその場になかったので何とも言いようがございませぬけども、結果として大変なるご負担をかけてしまったことについては、これはお詫び申し上げるしかございませぬ。

(町民：男性 郡山行政区)

私じゃなくて私たち町民に対してなんですよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

仰るとおりです。双葉町、大熊町の全員に対してであります。

(町民：男性 郡山行政区)

私は町民を代表して、町民をこういういわゆる、負の財産を残されても困るから、折に触れいろいろ政府には文句言ったんですよ。ちゃんとやれって。じゃあ、なんであんたは、現地対策本部の副本部長としてなぜ、原子力防災専門官から一斉参集のシグナルが双葉町あるいは、双葉、浪江、広野町の6町村に届けなかったんですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

当時のやり取りで大変なるご不満、もしくはご懸念があったということは承知をしております。

(町民：男性 郡山行政区)

ご不満じゃないんですよ。問題を指摘しているんですよ。だからなぜ、なぜ、ね、そんな、飾り言葉はいらないから。なぜ知らせなかったかだけ教えてください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

本日の会は復興拠点制度、5年間動かしてきましたけども、それがこの6月以降でございますけども、避難指示解除に向けて住民の皆さんに説明させていただく機会だというふうに思っております。今ご質問頂いた点につきましては、当時のこと、どういう整理があったのかという事について本日の説明会の中でどうお答えすべきなのかと、これしっかり我々の方でも受け止めながら考えさせていただきたいと思っております。何よりも・・・

(町民：男性 郡山行政区)

説明じゃないよ回答してくれよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

なによりもまずは、帰還を非常に、今準備宿泊の方でも実際に双葉町にご帰参している住民もいらっしゃいます…

(町民：男性 郡山行政区)

ちょっと待て、ここまでの答え聞いてないよ。これからその話を始まる。今聞いたこと

だけ答えてください。簡潔に答えてくれ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい。今のご質問のところについては本日避難指示解除、復興拠点制度の解除のための時間だと思っております。今までいろんなご質問いただいていると思います。そこについて…

(町民：男性 郡山行政区)

おいやめろよ、いい加減な言葉、答えだけ言ってくれって言ってんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

大変お怒りのようで申し訳ございません。改めましてそのところについては整理をしたうえでご回答という形にさせていただければと思います。

(町民：男性 郡山行政区)

回答してくださいね。なぜ知らせなかったのか。なぜ有用な会議に我々双葉郡の町村を外したのか、そして勝手にいろいろ避難区域からいろんな事決めてきたんだっていうことですよ。その結果、今、避難解除しようって、またあんた方のシナリオの結末をここで決めようとして嘘を終わらせようとしてるわけですよ。そんなことできるわけじゃないですか、双葉町として。事故の収束の確認はしてないわけだから職権に基づいて。それをまだ嘘の上塗りしようとしてんのか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

私も公務員として働いておりますし、今ここにいるメンバーは震災後に入ったメンバーもいますけど、双葉町復興のため、大熊も含めてそうですけど、やろうと思ってるメンバーであります。嘘で塗り固めて仕事しているつもりは全くございません。しっかり対応していきたいと思っています。

(町民：男性 郡山行政区)

嘘ついてないってことだな、はっきり聞いておくから。じゃあ、ちょっと内閣府の方に聞くけども、20mSv/yのこと今、町民から質問がされたけど、もう一度答えてくれよ。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

はい。20mSv/yにつきましては先ほど黒田次長からもご回答さしあげましたけども、ICRPの勧告における参考レベル、この幅がですね、年間20mSvから100mSvとなっておりまして、この最も厳しい値を設定をさせていただいたという事でございます。

(町民：男性 郡山行政区)

1 から 20 っていう数字もあったはずだな。それはどう扱ってんの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

もう一回お願いします。

(町民：男性 郡山行政区)

20 から 1 までの数字も ICRP 言ってるけどどう扱ってんの。あなたに聞いてるんじゃない、こちらに聞いてるんです、内閣府の人に。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

すみません、ちょっと 1mSv/y から 20mSv/y のところの、私自身も、今持ち合わせておりませんので…

(町民：男性 郡山行政区)

勉強不足だな。それで町民に説得させようと思ってるんだから詐欺師じゃないのか。じゃあ 1mSv/y の話するけど、 1mSv/y はこの事故起きる前から我々が共有してるわけだよ。嘘だと思うなら福島県の原子力広報協会にどんなパンフレット出してたか調べてくれよ。その中に双葉町も入ってるし、いわきも入ってるし、11 市町村と福島県が入ってて 1mSv/y というのは主張してるんですよ。なぜ法律にない 20mSv/y をあんた方は我々に強制するんだよ、皆知らないからそんなものかなと思って聞いてるかもしれないけど、私たち双葉郡としても双葉町長としてもそのパンフレットの一員、作った一員として 1mSv/y をしっかり明記して郡内の住民にはみんな配ってあります。これどうすんの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

1mSv/y についてはですね、私どもの理解としては原子炉等規制法ですね、こういったものに基づいて規定されている周辺監視区域の決まりというふうに思っております。この公衆の被ばく線量で言うものとは異なっているものだというふうに理解をしております、この避難指示及び避難指示解除の線量基準とは性格が異なるというふうに理解をしております。

(町民：男性 郡山行政区)

どういうふうに。なんで性格が違うの。どこにそれ法的な明記されてるの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

被ばくの線量とその周辺の線量の違い、

(町民：男性 郡山行政区)

おいおいふざけんなよ、俺を騙そうとしてそんなこと言って、だましきれないぞ。放射線障害防止規則にはなんて書いてあるの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

改めて私の方からお答えをさせていただきます。

(町民：男性 郡山行政区)

ちょっと待ってよ。あなたに聞いてないんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

先ほど申し上げましたけども、我々政府一体となって本件対応させていただきます。ちょっと私のほうからご説明させていただければと思います。

(町民：男性 郡山行政区)

聞きたくないよ。今答えようとしてたじゃない。お答えできないんだったらそのまま答えて。お答えできないという事で私が判断したらあなたを指名する。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

回答につきましては我々から説明させていただければと思います。

(町民：男性 郡山行政区)

私が指名する。聞く方が指名するから。今、聞く側が。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

規則自身はですね、ちょっと今手元にございませぬ、どう答えていいのかという事については正確にお答えができませんので後程お答えさせていただきたいと思っております。

(町民：男性 郡山行政区)

じゃあ次、答えられないって。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

まず 1mSv/y のお話であります。先ほど高砂も半分申し上げましたけども、もともとはその炉規法の中での周辺監視区域の線量限度であります。避難指示、避難指示解除とは性質が異なると先ほど申し上げた通りであります。1点だけ申し上げれば、先ほど1から20と

いうお話がございました。ICRP の中で LNT 仮説も色々ございます。そういうところで 1 から 20 についての扱いをどうしていくのか、というのがあったかと思います。先ほど 100 から 20 の話を申し上げました。それは ICRP 勧告もご存じのとおり、色々なタイミングでいろいろな感度がございます。その時点での専門家の方にお伺いしたうえで当時 100 から 20 っていうのが決まってる中で 20 という基準をもって避難指示、避難指示解除を行ったというふうに承知をしております。

(町民：男性 郡山行政区)

あのね、ごまかし言うなよ。決まってるだって ICRP が決める立場じゃないんだぞ。民間団体だから。あのね、ICRP は勧告なんですよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

仰る通りでございます。ICRP は勧告であります。

(町民：男性 郡山行政区)

決めるのと勧告は全く違うんだ。ICRP はそりゃ勧告するでしょう原子力産業を守るために。資金団体を、資金源を守るために ICRP も UNSCEAR も IAEA もそれはみんなでもって原子力産業を守る団体としてそれはやりますよ。だけど彼らは法的機関じゃない。んで、それをあたかも法律のようなこと今皆に言ってる。ICRP が決めたからって。ICRP がなんも決めるもんじゃない、決める立場じゃない。公共機関じゃないから。それをもって、この人たちを騙そうとしてるけども、そんなものは聞く必要がないの俺たちは。だから 1 mSv/y っていうのは私たちが長年築いてきた権利なんです。事故起きたらいきなり 20 とか 100 なんていうのは、そんな事故前になかった、確かに ICRP の勧告で 2007 年とかなんかには出てたかもしれないけども、だけどあなた方の原子力安全・保安院が出した、私に対して出したパンフレットの中にも、1 mSv/y でって書いてあるんですよ。平成 17 年 12 月に当時のツツク保安検査事務所長が私に持ってきたパンフレットの中に明確に 1 mSv/y ですって書いてあるんです。保安院が出した私に出した。これ公文書、虚偽公文書作成の行使なんですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

まず 1 点、ICRP が勧告をしてる、その通りであります。あくまでも ICRP がやっているのは各国の規制当局、関係当局に対して勧告を行っている、それはその通りであります。実際にこの事故を起こした後、日本国政府としてどういう対応をしたのかということについては日本国政府の判断であります。その際に内閣官房で低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループというのを立ち上げました。そこで ICRP の勧告を参考にしたうえで、2011 年であったかと思います。その 20mSv/y の議論をさせていただいてというように

承知しております。

(町民：男性 郡山行政区)

双葉町はこの件に関して原子力合同対策協議会で議論してるか、こういう重要な事の避難の問題、避難解除の問題もこう双葉町も浪江も大熊も富岡もみんな参加した合同対策協議会の場で議論して方向性を決めることになってます。ICRPの100とか20とかってことは議題になったことないよな、防災訓練。今までの防災訓練。事故後ですよ。しかも我々を排除した中でなにやってるかわからない、まず、JCOの事故の時、なにを政府は反省したと思いますか。分かるでしょう、1999年。その反省をもって原災法ができたわけですよ。原災法ができる根拠になったのは、こういう大きな事故が起きた時には中央ではできないから、ね、だから現地に合同対策協議会現地対策本部を作って、そこで事故対応しますっていう法律を作ったわけだ、原災法の趣旨は。その中に国、県、地元が入ってくるんですよ。そして及び事業者なんだ。なぜこの一番大事な被害を一番受けるところの地元を外したんですか。さあ本部答えて。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

事故発生当時必要なメンバーが揃ってない中で、そういう会議が動いたんじゃないかというふうな指摘を受けているということを我々も承知しております。今そこで外されたんではないかっていうふうなご指摘がございました。当時の喧騒の中でその場に私いなかったのでも正しく空気感をもって説明できるとは思いませんが、外したという事はないというふうに思っています。

(町民：男性 郡山行政区)

想像で答えないでください。平成22年の福島県の防災訓練の時に参集訓練までやってるんですよ。参集メンバーに対して原子力防災専門官が装置のボタンを押して一斉参集する訓練までやってるんですよ。そんなめっちゃくちゃなことやって避難解除なんかできるわけじゃないじゃないですか。おそらくこれに納得する町民は誰もいないと思いますよ。いたらおかしい。嘘だもん。まるっきり今日もだから私の中で嘘でみんな丸め込まれたと思いますよ。ところで中野課長、今原子力発電所からの放射性の物質の放出止まってるか。

(中野住民生活課長)

現在、空気中に出ているものという意味ですか。そちらはまだ出てます。0ではないです。ただ、検出限界値未満という言葉で言ってますけど、わずかですけど出てはいます。

(町民：男性 郡山行政区)

出てるよね。だから出たらば、しかも緊急事態宣言が発令中で、放射性物質が出てるの

に避難解除なんかできっこないじゃないですか。で今後の見通しなんだけども、一号炉が非常に今危険だと圧力容器が宙づりになってて危険だとこれ言われててね。それからもう一つ、中性子線が発生する恐れがあって、これの観測場所、それを大熊町と南相馬に設置するとかしないとかしたとかっていうニュース聞いているけど、中性子線が発生する恐れがあるのに何で双葉町民を帰すんですか。これはなんて答えるんですかね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

実際に避難指示解除するにあたっては、先ほどの避難指示解除の3要件をご説明させていただきました。放射線量に関しては空間線量率 20mSv/y を下回るということをしっかり確認をしたうえで対応しております。一方で今こういうお話を我々政府側から説明をされてもご納得いただけない、もしくは信用されない住民の方非常に多いと思います。それもありましたので双葉町の方で、双葉町の方で選んでいただいた放射線量等検証委員会の先生方のところで実際の放射線量についてのリスクについては確認をしていただいて今こういう説明に至っているというふうに思っております。

(町民：男性 郡山行政区)

オウム返しでいってんだけど、20mSv は私ら認諾してないんですよ。っていうのは立場上 1mSv/y のパンフレットを郡内に配ってる双葉町の町長としてパンフレット作ったわけですよ、みんなね、他の町の町長も。それがじゃあ虚偽文章の拡散になっちゃうんですよ。なのに 20、20 ってあなた方の都合であなた方が 20 って守ないとそれ今度は 20 の壁破られたらあなた方はボロボロになるから守るために今、虚偽答弁してるんだと思うんだけど。20mSv/y で我慢しなければならないっていうのは日本の法律のどこにあるの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

避難指示につきましてはまずあの…

(町民：男性 郡山行政区)

避難指示じゃない。20mSv/y を認諾する義務っていうのはどこにあるんですかって聞いている。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

まず 1 点、避難指示っていうのは原災法の中での緊急事態宣言に基づいて避難指示を出させていただいております。

(町民：男性 郡山行政区)

避難指示解除にあたっては合同対策協議会で双葉町も大熊町も参加して合同対策本部協

議会で決めることになったのにそれもやらないで、国が決めたなんて勝手なこと言ってるけど、なんでそんなでたらめな違法的な取り決めを。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

いろいろな過去の整理の中で大変なるご心配もしくはご懸念をかけたことを改めてお詫び申し上げます。

(町民：男性 郡山行政区)

怒りだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

怒りがあったと思います。

(町民：男性 郡山行政区)

怒りだよ。国のそういうのにみんな苦しめられて、あんなでたらめな賠償で騙されて我慢してるんですよ皆。本音は我慢してるんですよ、皆言いたいこと。だけど法的根拠とかそういうのはなかなかね、知る機会がないから喋れないけど私はそういうの喋る立場にあったわけだ、当時の原災本部長としては、町の対策本部長としては。だから必死になって現在も当時の嘘をでたらめを解明して、証拠を集めてるわけですよ。これは集めたから相当、証拠を集めたんだよ。揺るぎないんです。今あなたが言ってるのはどうでもいい話。なんの私の心を打つような回答になってない。証拠を示してくれ証拠を。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

何一つ心を打つような回答でなく申し訳ございません。本当に申し訳ないです。お怒りを買っているってことも本当に申し訳ございません。これは11年分のお怒りだと思います。そのうえで現在我々双葉町の復興のために、線量が下がっている所、放射線、避難指示解除の要件が出ているところについては、しっかり検証させていただいたうえで、そのうえで避難指示解除という形のプロセスに進みたい…

(町民：男性 郡山行政区)

あなた方は検証する立場にないんだよ。調整機関だから。ね、みんな引っ込みなさいよ。ここまですっと見てきてるけど、優越的地位を悪用して、あるいは義務がないけど我々に押し付ける。だから義務があるのかないのかその20mSv/y。我々が受ける義務、喋って。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

原災法に基づく避難指示については、法律に基づく指示であると我々は考えております。

今回避難指示解除するにあたっては、避難指示解除の要件も整理をさせていただいています。そちらに則って、避難指示解除を行うという流れで考えてございます。

(町民：男性 郡山行政区)

証拠ない。今喋ってるのは、ただ言いこと言っただけ。中身がない、繰り返し、オウム返しで。だから 20mSv/y で我々我慢する義務ってどこにありますか。義務。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

我慢する義務っていうのはございません。あくまでも避難指示解除っていうのはその地域において立ち入りが制限しているもの…

(町民：男性 郡山行政区)

義務がないなら公務員職権濫用罪だよ、あんたら。公務員職権濫用罪っていうのは義務のないことを国民に強いたってことなんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

その義務っていうのは避難指示解除で帰還する義務はないっていう意味で私は申し上げました…

(町民：男性 郡山行政区)

20mSv/y で我慢する義務があるかって聞いてるんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

20mSv/y は避難指示解除の要件でございます。20mSv/y 以下になっていることを確認するっていうのが避難指示解除する際の要件として整理をしております。

(町民：男性 郡山行政区)

回答になってないよ。でたらめだよ、回答が。まるっきり、なんか真剣さがないね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

でたらめって言われたこと、真剣さがないって言われたこと、非常に申し訳ございません。

(町民：男性 郡山行政区)

天上がりじゃないの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい。

(町民：男性 郡山行政区)

どっかから天上がりで来たんじゃないの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

天上がりってなんでしょう。

(町民：男性 郡山行政区)

あ？業者とか色々あるじゃないか。霞が関の名刺持ってたって出身を確認するとどここの建設会社とかなんとかだって過去にはそんなのいっぱいあったけど。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

今のご質問の所で、まずそもそも我々が人として信用されていないんじゃないかということ根底にあるだと思います。1点申し上げます。私は経済産業省からこのポストに出向で来ております。3年前、東京で2年間働いて、支援チームにいましたけども私は志願兵で参りました。この福島の状態、避難指示が続いている帰還困難区域が残っている、住民の皆様に大変なご負担をかけているっていう事を、私は原子力をやったことは実はありませんけども、同じ経産省職員として大変申し訳ないと思っておりました。従いまして何が言いたいかといいますと、でたらめ、嘘というふうなところ、そう捉えてそれを変えてほしいと申し上げられませんが、そういう心持ちではないということだけはお伝えをしたくて今申し上げました。

(町民：男性 郡山行政区)

過去がないとかで言い訳述べているけども、もう一度言うけども経済産業省が出したパンフレットの中に 1mSv/y って書いてあるんですよ。それ事故前の資料持ってるけどその中には 1 mSv/ y って書いてあります。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

1mSv/ y パンフレットについて、過去から常にご指摘いただいているのも我々も承知をしております。1 mSv/ y についてそのパンフレットに書かれてる中身、今我々が 20mSv/ y 以下であるという事を確認して要件を満たしているというような話。また ICRP の勧告の話、またこれもご存じのことなのでこれ以上私も申し上げませんが、緊急時被ばく状況の話、いろいろなものが合ったうえで、今この状態。そのうえで、避難指示解除したうえで双葉町の復興にどう進んでいくかというふうな議論をさせてもらえればというふうに思っております。

(町民：男性 郡山行政区)

ちょっとあんたと喋りたくもないな。格がない。ね、キャリアがない人と喋ったってしょうがない。これ以上水掛け論になって。もう一度じゃ最後に聞くけど、内閣府原子力被災者生活支援チームっていうのは法的にどこにあるのか、あるの。法律のどこに書いてあるの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

法律ではですね、明示的に書いてはおりませんが、指示の形でしっかりとした組織になっています…

(町民：男性 郡山行政区)

書いてないよな。仙谷とか福山とか枝野とかあの連中が作ったんだよ、最初な。その後にそれに加担したエネ庁の職員も名前も知ってる。敢えて喋らないけども。ウクライナ報告書の中の資料の中にだいたい改ざんされてるいっぱい。ロシア語を和訳するのに自分たちが都合のいいように言葉を並べ替えて、原文を変えちゃってんだよ、あの報告書に。あんたらの報告書。偽装してんだよ、あの文章、報告書。しかも内閣府被災者生活支援チームっていうのは法的根拠はないわけ、仙谷らが勝手に福山と作ったんだ、平野も入ってる、松下も入ってる。彼らが作った組織であって何のあれもない、法的な裏付け。それをみんなにあたかもなんか大した気して皆に話説明してるけど、裏付けのないやつがここで喋ったってなんの効果もないじゃないか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

1点、原子力被災者支援チームの位置づけについて申し上げます。原災法に基づき緊急事態宣言が出されております。それに基づき福島原発事故に起因する原子力災害対策本部というのが2011年に設置されております。その原子力災害対策本部の中での規定として原子力被災者支援チームが福島原発事故に起因する組織として今存続している状態であります。

(町民：男性 郡山行政区)

あのそんなこといたって2011年の時そのポジションにいたのかい。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

もちろんその時には私はおりませんでした。

(町民：男性 郡山行政区)

なによ、なんの説明に説明にもなんないじゃないか。言い回しですか。あたかも、なんか皆を騙そうとしているような。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

1点、あの大変なる…

(町民：男性 郡山行政区)

それが行政裁量の最大の過誤なんだよ。過誤欠落なんだよ。自分勝手にいいように低線量被ばくワーキンググループもそうだよ。いきなりあれ作ったんだよ 20mSv/y っていうのを当てはめるために。あんなとこのメンバー見てみなさい、みんな原子力村の息のかかった連中だらけのチーム。20mSv/y をあたかもいいように、官僚が作った作文を認諾しただけの話であってあれらが作ったわけではない。だからちょっともいい、あなたはもうキャリアじゃないんだから話聞きたくない。だいたい長くなったので午後にもまたするけどもちょっと返すマイク。

■ (町民:郡山行政区 /代読 橋本秘書広報課長)

本日この会場でご出席できませんでした郡山行政区の方から質問をいただいておりますので、急遽、今日来たかったけど来れないということで、私です質問を預かっておりますので、それでいくつか質問して回答、皆様にも共有すべきところかなと思いますので、普段こういった形ではとりませんが、特例で申し訳ありません。いくつか質問がございます。私の方から質問代読致します。避難指示解除に関する考え方 2018年12月に双葉町から公表されたものについてです。この中で2022年春に向けた取り組みで都市機能生活サービス等取り組み内容が示されていますが、全て予定通り完了しているのでしょうか。また先日の臨時議会では防災無線整備工事の工期は2022年5月18日から23年3月24日と聞いておりますが復興拠点内は避難指示解除予定時期までできるのでしょうか。まずこの質問について回答お願いします。

(中野住民生活課長)

住民生活課長の中野です。今ほどご質問いただいた防災行政無線についてご説明したいと思っております。今現在町内の方で先ほどご説明させていただきましたが来年度当初から運用開始することで今事業進めておりますが、その間についてどうなんだというご質問だと思います。今現在、防災行政無線ではなく、防災・防犯防災システムというのを稼働させておりました、本システムを、防災行政無線ができるまでは、その間そのシステムを代用して使わせていただいておりますので、その間は防災行政無線同様スピーカで放送できるように体制になっております。

(町民 /代読 橋本秘書広報課長)

はい、次の質問ですが、特定復興再生拠点区域内の避難指示解除に伴い区域外の住民に対

する国等の支援制度はどのように考えていますか。という質問でございます。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

はい、現地対策本部の黒田でございます。区域外につきましては午後の説明でもですね、説明会において詳しくご説明させていただきますが、今年の 8 月ですね、政府方針に基づきましてご帰還の意向のある、ご帰還の意向のある方につきましてはしっかりとその生活環境の中の除染範囲を決めまして、ご帰還いただけるようにですね、努めていくと。当然その町役場執行部の、あるいは住民の方皆様とのしっかりとした丁寧なプロセスでやり取りをですね、検討しております。

(町民 / 代読 橋本秘書広報課長)

はい、最後の質問になります。緊急事態宣言はいつまで続くのですか。帰還困難区域の解除の前提は少なくとも、放射能が放出されていないこと等を前提としていますが、事故時出された緊急事態宣言は解除されないのですか。いつまで続くのですか。というご質問です。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

続けてご回答させていただきます。まず原子力災害、原子力緊急事態宣言でございますけれども、現在も継続しております。一方でその継続しておりますが避難指示の解除につきましては、原子力災害対策特別措置法の第 20 条第 2 項に基づきまして、原子力災害対策本部で決定した先ほどの議論ありました 3 要件、こちらが充足された地域について解除を行うことができます。従いまして緊急事態宣言が継続していてもですね、緊急事態対応対策の 1 つであります、避難指示解除、これは可能であるということでございます。

(町民 / 代読 橋本秘書広報課長)

はい。そのほか 2 つあるんですがこれまで町民の方からご質問頂いたご質問と重複しておりますので、割愛させていただきますが、ちなみに放射能についてというご質問と福島第一原発一号機の圧力容器の土台の損傷があったけど大丈夫かというご質問。これを回答させていただいたのでこれらのご質問については割愛させていただきます。

9 閉会